慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	リカルドオの通貨論（二）
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.9 (1921. 9) ,p.1247(35)- 1265(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19210901-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210901-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

する諸主張に就きては Pearson, op. cit., p. 36. 參照)。

洵に徴利を以て反正義の罪惡なりと看做すの教理は玆に「貨幣は子を生むもの」に非ず」と爲すの理論に依りて援護せられたり。而して羅馬敎會は今や其の勢力の絶頂に在り。若し中世の經濟學者にして希臘古哲の態度を取り、利得を目的とする一切の取引を悉く賤劣なるものとして排斥せんか、這般の主張は幾分の效果ありしなる可し。然れども彼等が一定の取引にして利得の爲めに行はれずして、之れを期待して企圖せらるゝ時は許容せらる可きものなるを認むるに至つて、そは最早同一の效力を有するものに非ず。而して彼れ等は聽がて曾だに現實の損害のみならず、利得の停止に對する賠償の正當をも承認せざるを得ざるに至るなり。

（附記）　聖トーマスの利子論は曾つて小泉信三敎授之れを「Thomas Aquinas の利息論」と題し、其の大著 Summa Theologica 中より譯出して本誌第十四卷第九號に掲載せり。讀者諸君の記憶に猶ほ新たなる可きも、玆に記して參讀を乞ふ。而して夙く福田德三博士の研究に成れるものに「トマス・ダキノの經濟學說」あること亦た吾人の啓示を俟たずして一般讀者の知悉せらるゝ所なる可し（明治四十年版「經濟學研究」所載）。

リカルドオの通貨論（二）

小泉信三

九

"High Price of Bullion" の公刊は直ちに庶民院議員 Francis Horner の活動を促せり。二月一日 Horner は議場に於て、「特別委員會を設けて、地金現在の高價及びその紙券通貨の價値に及ぼす影響を調査せしむるの目的を以て、流通要具及び地金賣買の現狀に關する各種の記事報告」を求むるの動議を提出し、議院の容るゝ所となりて、二月十九日「金地金高價の原因を調査し、及び流通要具並に大不列顛國諸外國間の爲替の狀態を考察する」爲めの委員會任命せられたり。委員會長は Horner にして、廿一人の委員中には Perceval, Tierney, Parnell, Giddy, Henry Thornton, Baring, Huskisson 等の名を數ふ。委員會は開議卅一日、證人の意見を徴する事廿九人にして、報告書を作成し、議會休會の前日（六月八日）漸く之を提出する事を得たりと雖も、印刷遲延の爲

め、その各議員の手に交附せられたるは八月中旬の事なりしと云ふ。「報告」は先づ地金騰貴及び外國爲替相場下落の事情を述べたる後、委員會の所見に從へば「此兩現象の原因として、我國內通貨の狀態に何事かの存せざる可からざる事を指摘す。然るに先づ金地金の高價に就て謂へば、證人の多くは其原因を大陸に於ける金に對する異常なる需要に歸したりと雖も、外國に於ては何等金價騰貴の證據なし。且つ過去の同樣なる時代の經驗に顧みれば、金に對する異常なる需要は、我國に於ける金價を甚しく騰貴せしめたる事なし。且つ金は我邦に於て缺乏せず、敢て高價を支拂ふ事を辭せざるものは、其の如何なる分量をも購入する事困難ならざるなり。又金に對する需要の增加は一般貨物の價格を下落せしむ可き筈なれども、事實に於ては却て一切貨物の價格は騰貴し、金價も亦之と共に上進せるが如し。「若し此共通の結果が、之を同一原因に歸す可しとせば、其原因は我邦に於ける通貨の狀態に於てのみ發見せらるべし」。英國貨幣制度の主義は鑄貨と地金とをして等價を維持せしむるに在りき。此主義は鑄造に日子を要する事及び貨幣の磨減の爲めに少しく妨げらるゝところありと雖も、是等の原因に歸すべき價差の最高限は百分五半を超ゆることなきを以て、一七九七年以前に於ては、金の造幣價格と市價との差は決して此限度を超ゆる事不可能なりしなり。然るに一七九七年に正貨の支拂停止せられてより、金は依然として價値の尺度、價格の標準たるも、其價格は隨時金と兌換す可からざる紙券の增發なる原因の爲めに、新に變動を免れざるに至れり、而して紙券增發に際限なき限り際限なきなり。（既出 Bullion Report, pp. 3-17）

爲替下落の原因に就ては、證人中には之を貿易狀態にのみ歸するもの多しと雖も、有力なる一商人は、紙幣の自由に貴金屬に兌換せられ、且つ貴金屬の自由に輸出せらるゝところに於ては、爲替の差は一國より他國への金屬輸送費と保險料とを久しく超過するなしとの原則を確證したり。貿易差額の實際狀態は問題に光明を投ずる事尠し。又爲替にして金の市價に從つて計算せられんか、其下落は現在の如く甚しからざるべし。以上の推究よりして委員會は、近時爲替が開したる大なる下落の、少くも一部分は、貿易狀態より生ぜずして、我が國內通貨の狀態より生じたるものにあらざる可からずとの推論を拒む事能はずとなすものなり（pp.

I7-32)

然るに英蘭銀行當局者は其銀行券發行高を、金塊の市價及び爲替相場に應じて調節するの必要を認めざる事を公言す。然れども此は當に商業金融上最高の權威者が認むる原則に抵觸するのみならず、一七九七年以前に於ける銀行自身の營業の實際と相反せり。蓋し兌換停止以前に於ては、金價の騰貴及び爲替の下落は、自動的に發行券額を收縮せしめたるを以てなり。然るに兌換の停止は金の取付に由る抑制を撤去し、紙券通貨の增發に制限なからしめたり。英蘭銀行當局者は、銀行券が確實なる短期手形の割引に由てのみ發行せらるゝ限り、發行額は遂に過大となる虞ある事なしと主張するも、是は兌換行はるゝところに於てのみ眞なり。蓋し銀行券不換なる場合に於ては、その價値下落するも、正貨取付の爲め銀行へ復歸する事なきを以てなり。加之高利制限法は一層事態を不良ならしむ。然るに銀行當局者は上述の理を解せず、五步以下四步三步の利率を以て割引を行ふも、上記營業方針を遵奉する限り、發行額を過剩に陷らしむる事なしと公言す。所詮銀行券發行額は之を自動的抑制に由て制限するを可とし、英蘭銀行の任意に委するを不可とす。而して事態の現狀は、專ら銀行當事者が誤つて彼等に委せられたる權能を行ふに當つての、方針宜しきを得ざるに歸すべきものなり。

最後に銀行券發行額の增加並に其現額に就て謂へば、一七九七年以前に於ては、平均發行額は千萬、千一百萬の間に在りて、九百萬に下らず、又千百萬を超ゆる事稀なりき。一七九八年には千三百三十萬、一八〇二年には千七百萬、一八〇九年には千九百萬なるが、增加の遙かに大部分を占むるものは小額銀行券なり。而して此發行額の增加は、政府に對する貸附の增加に由らずして、商業手形割引の增加に由れりと雖も、紙幣要求額が手形交換所の新設、信用の動搖等の事情に由て異同あり し事言を俟たず。地方銀行の發行券に至ては英蘭銀行券にて兌換せられ、之を基礎とするものなるを以て、其價値は英蘭銀行券の價値と必然一致し、而して其發行額は大に增加したるが如し。然るに是等紙幣發行に要する費用は極めて僅少なるに、國家は之より僅に約十萬磅の印紙稅收入を得るに過ぎざる以て、若し此制度にして繼續す可くんば、國家は更に大に此利益の配當に參加するの方法を講ずべきものなりと雖も、本委員會は現制度を廢止し、成る可く速かに正貨兌換の舊制に

復歸する事を可となすものなり。銀行券增發の弊に處するの途は正金兌換の制以外に之を求む可からず。通貨の價値を下落せしむる其增發の弊害は、新に之を說くを須ゐざるべし。公私各種の債權者は之に由て損失し、政府其他債務者は期せずして利得す。然れども最重大の影響を蒙るものは、一般勞働及び貨物の價格よりも、貨幣價値の變動に追應する事緩漫なる、農業勞働者の賃銀なりとす。紙幣の增發久しきに亘るときは、減價紙幣の價値復舊を努めず、却て貨幣本位を變じ、金貨重量を減じて下落紙幣に一致せしめんとするの誘惑あり。要するに「現在に對する救濟法、又は將來に對する保障は、英蘭銀行の正貨支拂を停止せる法律の撤廢以外に指摘すべきものなし。」兌換復活を行ふ方法の細目は之を英蘭銀行當事者に委すべく、たゞ其時期は戰爭の繼續せらるゝと否とを問はず、向後二年と定むるを適當とす。兌換開始後と雖も、猶ほ暫らく五磅以下銀行券の發行は之を許可するを英蘭銀行の爲めに計りて便とすべく、同じく地方銀行、蘇格蘭愛蘭諸銀行は猶ほ暫らく其發行を兌換するに、金を以てせずして、現在の如く英蘭銀行券を以てするを便とすべし」と(pp. 54-71)。是を「地金報告」の大要とす。(William Smart, Economic Annals of the Nineteenth Century 1801-1820. 1910. pp. 238-254 參照)

十

此報告書は Horner 自身の記すところに據れば、Horner と Huskisson, Thornton 三者の分擔起草するところにして、甚だ癡拙冗長の嫌ある事を免れず。たゞ「此報告書の有する大なる一長所は、その極めて平明直截なる語を以て、眞正なる學說、(the true doctrine) と、其學說を閑却するより生ずる大弊害の存在とを確說せる點に在り」と謂ふ(Economic Annals. pp. 254-255)。而して Ricardo の名は擧示せらるゝ事なしと雖も、此報告書を貫ぬく原則は、即ち正に Ricardo が High Price of Bullion に於て述ぶるところにして、其の此に影響せること固より疑ふ可からず(Economic Annals, p. 237.—Hollander, Ricardo, pp. 45-6——The Works of Ricardo p. xix——K. Diehl, Erläuterungen II. Teil S. 203 etc) 所謂「謂正なる學說」は Ricardo の說に外ならざるなり。「地金報告」中次に揭ぐる兩三節の如き明に是を證明す。

曰く「外國との爲替及び地金の價格が、所持者の意に從ひ、正金を以て支拂ふとの條件なくして發行せられたる、紙券通貨の量額に由て影響せらるゝ事なしと想像

するは、大なる實際的誤謬なり。斯る紙券の過大發行の爲め、爲替が下落し、地金が騰貴すべきは、當に商業及び金融に關する、最も卓越せる權威者の原則に由て確定せるのみならず、其の實踐上の眞理は、近世に於ける殆ど凡ての國の歷史に依て證明せられ、凡て此等の國に於て、此原則は其政治家が由て以て斯る通貨の過剩なると否とを判定すべき最良の標準として究極賴るところたり」(p. 36)。「正貨支拂の停止は、英蘭銀行の手に托するに、公衆の欲望必要に正に適應する量額の流通要具を此國に供給するの重要責務を以てするの結果ありたり。本委員會の所見を以てすれば、此は英蘭銀行理事が能く果す事を得べしと豫期するの不合理なる任務なり。其國の實際商業に關する最詳細なる知識に結ぶに、貨幣並に流通の一切原則に對する最深き知解を以てするも、能く一人若しくは一團の人をして、一國內の通貨を正しき比例に於て商業取引の必要に適應せしめ、且つ常に適應を失せざらしむる事能はざるべし。通貨が全然貴金屬か、又は隨時貴金屬と兌換せらるべき紙幣より成るときは、商業の自然的行程は、鑛山が世界の一般市場に供給する貴金屬量に從ひ、世界全國の間に爲替を定むる事に依て、各特定國に於ける流通要具の比例をその實際の必要に適應せしむ。斯の如く商業の自然的作用に由て調節維持せらるゝ比例は、人間の智惠と熟練とを以てしては之を定むる事能はず」(pp. 52-3)。「故に本委員會は……本邦流通要具の制度は、賢明必要なる用心と兩立する限り、成る可く速かに、銀行券所持者の希望に應じて正貨兌換を行ふ舊原則に復歸せしむべきものなる事を其意見として議院に報告す」と。(p. 68)。

「地金報告」は直ちに一部論者の攻擊を招き、當に其結論の、證人の陳述證言と相容れざる事を指摘するのみならず、委員の心術をも疑ふものありたり。乃ち委員 Huskinsson は The Question concerning the Depreciation of our Currency stated and examined, 1810 を以て之に答へ、更に他の委員 Davis Giddy も亦 A Plain Statement of the Bullion Question を著はしたり。攻擊論中最も擧ぐべきものを Charles Bosanquet の Practical Observations on the Report of the Bullion Committee, 1810 とす。著者の畢見は「地金報告」の主張する下記(一)諸外國との爲替の變動は決して久しきに亘り、一國より他國への貴金屬輸送費及び保險料を超過することなし。(二)金地金の價格は、其を以て支拂はるゝ通貨が金の價値以下に下落せるに非ざる限り、決して造幣價格を超過する事なし。

(三)稅關の輸出入報告に由て判斷すべき限りに於ては、爲替狀態は特に良好ならざる可からざる筈なり。(四)英蘭銀行は制限法行はるゝ期間、銀行券流通を制限するの專權を有す。(五)地方銀行券の流通は英蘭銀行の發行に由て倚て定まり、且つ之に比例す。(六)紙幣は現在過剩にして、金に比して價値下落し、而して地金價格の騰貴と爲替の下落とは此價値下落の結果にして且つ徵候なりとの六條に對するものなり。此に於て Ricardo は Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of the Bullion Committee, 1811. を著はして之を反駁し、其討論家としての力量を發揮したり。Ricardo は Bosanquet 自身の陣地に於て之と相會し、敵の武器を以て敵を倒したりと稱せらる。(Works of Ricardo, p. xx)

然れども、議會は未だ「地金報告」の主旨、從て其基礎をなせる Ricardo の學說を容るゝに到らず、一八一一年五月十五日下院は地金報告に基づく Horner の決議案を排して、Canning の嘲侮をも顧みず、英蘭銀行券は、過去に於ても、現在に於ても一般に金貨と其價値等しきものと認められ、且つ等しきものとして收受せらるとの Vansittart の反對決議案を可決したり。所謂地金論爭は之を以て其第一期を閉づるものとす。(Economic Annals, pp. 292-304)

十一

Ricardo の通貨學說は、一八一六年の著 Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, as they regard the Public and the Proprietors of Bank Stock に於て更に一進展を示せり。此書に於て彼の論ずるは、紙幣を以て正貨に代用するの利益と、通貨と本位金屬との等價維持の利益とを併せ收むるの法如何の問題なり。而して彼の提案は紙幣を兌換するに正貨を以てせず、地金を以てすべしと謂ふに在り。

Ricardo 以爲らく、其基礎となるべき本位金屬の價値不變にして、常に此本位金屬の價値と一致し、而して其流通上に最大の節約の行はるゝものは、以て完全なる通貨と爲す事を得べしと (ibid p. 8)。

今金屬貨幣の流通する一國に於て貨幣として用ゐらるゝ金屬量、若しくは(通貨の一部若しくは全部が紙幣を以て成る場合)紙幣に依て代用せらるゝ金屬量を決するものは(一)其價値、(二)決濟す可き支拂の量額及び價値、(三)是等支拂を決濟する上

に於て行はるゝ節約の度是なり。即ち一國が要する貨幣量は本位金屬の價値に反比例す。金銀の比價を十五對一とすれば、金を本位貨幣となす國は銀を以て其れとなす國に比し、貨幣として要する金屬量十五分一なる可く、同じく銀を本位となす國に於て、銀價二倍に騰貴すれば、必要貨幣量は二分一たるべし。此場合全流通が、銀を本位とする紙幣を以て行はるゝときは、紙幣と銀との等價を維持せんとせば、其流通額を半減せざる可からざるなり。同時に一國繁榮の爲め、取引の數增加するときは、貨幣の用途即ち必要增加して其價値騰貴す。「故に貨幣の價値は全然其絶對量に由りて定まるものにあらずして、果す可き支拂に對する其相對的の量に由りて定まる。同一の結果は二原因の何れよりも、――貨幣の用途の增加十分一――若くは其量を減ずる事十分一――よりも生ずべし。この何れの場合に於ても、其價値は十分一騰貴すべきを以てなり。」而して貨幣〔金屬？〕の價値及び支拂の量額同一なるときは、必要貨幣量は小切手手形等の通貨授受節約方法の行はるゝ程度如何に由て定まる。是等の方法行はれざるか、行はるゝ事少なき場合には通貨に對する需要大にして、其價値騰貴すべし（同書 pp. 7-13）。貨幣價値、地金價値以上に騰貴するときは、健全なる通貨狀態に於ては兩者を平均せしむる迄或は紙幣の增發、或は地金の鑄造行はる。然るに地金の鑄造行はるゝときは、一方に於て貨幣量增加すると共に、他方に於て、地金量減少して其價値を騰貴せしむるを以て、兩者の價値平均を恢復したる場合、少くも一時兩者の價値は當初よりも高位にあるべし。紙幣の增發を以て之を行ふときは此不便なし。此故を以て Ricardo は紙幣を以て金屬貨幣に優れりとなすものなり。即ち曰く、紙幣流通の利益は、その正しき原則の上に確立せられたる場合、全通貨の價値に何等の變動を生ずる事なくして、此追加量の即時供給せられ得るの點にあり」（p. 13）。紙幣の金屬通貨に優れる點の一は、その必要に應じて、容易に量を增減し得るの一事にあり。斯くして貨幣制度の要義たる貨幣價値の均一を保たしむるの一事を能ふ限り、確實低廉にする事を得せしむと（p. 8）。

然らば通貨の價値は何を基準とすべきか。或は通貨の特定本位に對する關係を標準とせず、一般貨物の集團に對する關係を標準として、紙幣發行額を調節すべしと說くものありと雖も、Ricardo はその實際に行ふ可からざる所以を辯ず。「蓋し

諸貨物は相互に比較せられたる價値に於て絶えず變動し、而して斯る變動起れる場合、何れの貨物が價値增加し、何れの貨物が價値下落せるかを確かむる事不可能なる事を考ふれば、斯る標準の全く何等の用をなさゞる事を認めざる可からざるなり」(p. 15)。既に「貨物一般は、決して之を貨幣の量と價値とを調節する標準となす可からずとせば、所詮金銀を以て其標準となすの外途なし。而してRicardoは金銀自體その價値の變動決して尠少ならずして、その從來想像せられたるが如き良好の本位標準たらざる事を明に認むと雖も、猶ほ之を彼が知る限りに於ける、最良のものとなし、之よりも變動少なく、而して貨幣たるに適する他の性質を悉く具備する他の貨物發見せらるゝ事を得ば、宜しく之を將來の貨幣本位として採用すべしと雖も、「是等の金屬(金銀)が本位たる限りは、通貨の價値は是に一致せざる可からず。一致せずして、地金の市價造幣價格以上に在るときは、必ず通貨は下落せるなり」と謂へり。(p.20)

複本位の制はRicardo既に前著に於て之を不可とす。(本誌前號二十頁參看)然らば金銀何れを本位とすべきやに就ては、彼が銀を以て優れりとなせるは同じく前著附錄中の一節に由て窺ふ事を得たりしが、(High Price of Bullion 4th ed. p. 97)今本書に於て「本位として銀は金に優れる」事を明言す。其理由は銀の之に對する需要供給の規則正しくして金に比して價値の變動少なきの一事に在り。銀の短所は價値に比して容積大なる事なれども、之は國內一般通貨として紙幣を代用する事に由て之を避くる事を得べしと謂へり。(p. 21)

十二

然れども本書中最も重要の意義あるは兌換制度復活なる時事問題を論じて、銀行券兌換を行ふに鑄貨を以てせずして、地金を以てすべしとの新案を提議せる一節なるべし。彼に從へば、貨幣制度の進歩は、漸次貴金屬の使用を廢して、此高價物に代ふるに無價値の物件を以てする點に存す。貨幣として貴金屬を採用したる事が一進歩なりとせば、第二段の進歩は貴金屬貨幣に代ふるに紙幣を以てするに在り。今英蘭銀行にして、再び正貨兌換を行ふの義務を負ふときは、社會の如何なる部分もそれに相當する利得を受くる事なくして、同銀行の利潤は大に減少するの結果あるべし。現に一、二、若しくは五磅銀行券を使用する者、隨時其代りにギニ

イを用ふる事を得べしとせば、果して彼等の何れを擇ぶべきか間はずして明ならん。斯くして最も費用多き通貨は、その最少なるものと代るに至るべし。此の全社會の損失と見做すべき銀行の損失の外に、國家は無用なる鑄造の費用を負擔し、而して爲替一度不利となるやギニイは鎔解輸出せらるゝなり。

本位貨幣自體の免れざる變動以外に、通貨價値の變動なからしめ、同時に費用最少なる要具を以て流通を行はしむる事、是れ實に通貨を最完全なる狀態に達せしむる所以なり。而してRicardoに從へば、之を行ふ途は、銀行券と引換にギニイを交附せず、造幣價格に從ひ、鑄造せざる金若しくは銀を交附するの義務を銀行に負はしむる事是なり。斯の如くするときは紙幣一度地金價格以下に降るときは必ず其流通額收縮す。紙幣の地金價値以上に騰貴する事を防止する爲めには、英蘭銀行に、標準金一弖三磅十七志の價格を以て、地金と引換に銀行券を交附するの義務を負はしむる可し。銀行の煩勞を過大ならざらしむる爲めには、三磅十七志十片半の價格を以て銀行より買ひ、若しくは三磅十七志を以て銀行に賣る金塊量の、一回二十弖を降らざる事を要すべしとす。別言すれば銀行は銀行に提供せられたる金塊の二十弖を下らざる限り如何なる分量をも三磅十七志の價格を以て買ひ、要求せられたる如何なる分量をも三磅十七志十片半の價格を以て賣るの義務を負ふべきものなり。（茲に三磅十七志と謂ふはRicardoの任意に定めたる價格にして、其主旨とするところは、金の所持者をして、其を造幣局に就て鑄造せしむるよりも、寧ろ英蘭銀行に賣却するを利と感せしむるに在り）同時に有ゆる種類の地金の輸出入に對し、最も完全なる自由を與ふべきものとす。既述の如くRicardoは、金よりも銀を以て本位貨幣たるに適するものにして、銀が法律に依て本位貨幣と定められたる場合には、銀行は勿論銀地金のみを賣買する義務を負ふべきものなれども、金にして本位貨幣たる場合には、金地金のみを賣買すべく、兩金屬共に本位貨幣たる場合には銀行は任意兩金屬の一を擇びて賣買すべきものなりと謂へり。(pp. 24-7)

斯の如き制度の下、斯の如く調節せらるゝ通貨を以てするときは、銀行は正貨引出に逢ふの困惑に陷る事なかるべし。但し一國が恐慌(panic)の襲ふところとなり、各人みな其財產を安全ならしむる最好手段として貴金屬を得んと欲するが

如き非常の場合を論外とす。Ricardo は此種の恐慌に對しては如何なる制度を以てするも施すべき術なしとなすものなり。(pp. 28-9)

Ricardo は一般的には極めて營業自由の原則に忠なれども、通貨幣制度に就ては國家の干渉甚だ必要なる事を認む。乃ち謂へらく、金屬貨幣の場合に、不當なる雜分混和に由る惡貨幣の流通に對して、公衆を保護するの必要ありとせば、紙幣が一國流通要具の全部若くは殆ど全部をなす場合、同樣の保護は如何に一層必要なるべきぞ。政府が一ギニイ中一志の損失に對して、社會を保護する爲め其權力を用ゐながら、一磅中金二十志の損失に對して彼等を保護する爲め干渉せずと云ふは不合理にあらずや」と(pp. 35—6)

"Proposals" は通貨問題の外に、猶ほ英蘭銀行の國債事務處辨に對し、一八〇八年政府と銀行との間に協定したる條件を變更すべきや否や、及び銀行がそれより利潤を收むる巨額なる政府預金に對して、公衆は英蘭銀行より如何なる報償を受くべきものなるかの二問題を論ず。著者は Grenfell と共に、英蘭銀行が收むるところの利潤は其勤務と權衡を失すと謂ふものなり。即ち英蘭銀行は年々無利息政府預金より約三十八萬磅の利潤を擧げ(p. 43)國債其他類似の事務に對して、三十萬磅を收む。加之銀行券發行より生ずる利潤あり。彼は此利潤の一層公利に(public interest)適應するが如く分配せらるる可き事を要求す。彼は英蘭銀行株主が受くる利益の多大に失することを鳴らし、紙幣發行の利益の如きは之を私人の收得に委すべきものにあらずとして、此種の業務の國有國營を主張す。(「銀行が公共の爲めに行ふ勤務は、特に其爲めに設けたる官廳に於て官吏に依て、年々殆ど五十萬の費用を削減若しくは節約して行はれ得べきこと疑ふ可からず(p. 3—4)」曰く、「紙幣は其の全交換價値に等しき造幣利益を生ずるものと見ることを得べし。然るに凡ての國に於て造幣利益は國家に屬す。而して本書前段に提議せるが如き兌換の安全と、議會に對してのみ責任を負ふ委員とを以てすれば、國家は其國の都鄙を通じて唯一の紙幣發行者となる事に依て公共の爲めに二百萬磅を下らざる純收入を確保するを得べし」と。(p. 97)